

議会改革

(5) 期待される効果

(6) 関係する法令及び条例等

(7) 政策等の実施に関わる財源措置と将来負担の計画

(予算、決算における資料)

第16条 村長は、予算及び決算を議会の審議に付するにあたっては、前条の規定に準じて、政策別又は事業別の説明資料の提出に努めなければならない。

第5章 議会の運営

(自由討議の充実)

第17条 議会は、言論の府であることを常に認識し、議員間の自由な討議を中心に運営し合意形成に努めなければならない。

(専門的知見の活用)

第18条 議会は、広く村政の課題を審査・諮問又は調査するために必要があると認めるときは、学識を有する者や経験を有する者で構成する附属機関を設置することができる。

2 附属機関を設置する場合は、別に規則で定めるものとする。

(広域政策への取り組み)

第19条 議会は、近隣市町村議会と共通する課題の解決を図るため、互いに連携し、広域政策への取り組みの強化に努める。

(議員研修)

第20条 議会は、議員の政策形成及び立案能力等の

向上を図るため、議員研修を積極的に実施し、その充実に努めるものとする。

(村審議会等との関係)

第21条 議会は、村審議会等委員への就任の要請があつた場合は、協議のうえ議員を派遣することができる。

2 議会は、村審議会等の審議内容について説明を求めることができる。

(広報の充実)

第22条 議会は、議会報やホームページ等による広報を充実させ、村民に対する説明責任と情報の共有化を図る。

2 議会は、分かりやすい広報に心掛け、できるだけ速やかに行う。

(会派制)

第23条 議員は、議会活動を目的として会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を有する2名以上の議員で構成する。

第6章 議員の定数・報酬

(議員定数)

第24条 議会は、議員定数の改正を検討する際には、行財政改革の視点、村政の現状と課題、将来予測と展望を考慮するとともに、広く村民の意見を参考とする機会を設けるものとする。

2 議員定数の改正について、法第74条第1項の規定によるものを除き議員が提案する場合は、明

確な改正理由と根拠を付すものとする。

(議員報酬)

第25条 議会は、議員報酬の改正を検討する際には、行財政改革の視点、村政の現状と課題、将来予測と展望を考慮するとともに、広く村民の意見を参考とする機会を設けるものとする。

2 議会は、議員報酬の改正について、法第74条第1項の規定によるものを除き議員が提案する場合は、明確な改正理由と根拠を付すものとする。

第7章 議会の体制整備

(議会図書室の充実)

第26条 議会は、議員の調査研究のための議会図書室の充実を図るとともに、議員のほか村民等の利用に供する。

2 図書室には、官報、行政資料等のほか、議会での討議及び議決に関する資料等を置くものとする。

(議会費)

第27条 議会は、必要かつ適正な議会費の予算確立と執行に努める。

2 議長交際費、その他調査活動等に要した経費は毎年度ごとに、村民に公表する。

(事務局機能の充実)

第28条 議会は、議会及び議員の政策形成と立案能力を向上させ、議会活動の充実と円滑な運営を行うために、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化と体制整備に努める。